

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

1 非常災害廃棄物の処理に係る委託基準の整備

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和八年法律第四十三号。以下「改正法」という。）による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第六条の二第三項及び第五項の規定により、市町村から非常災害廃棄物の処理の委託を受けた者が、当該処理を他人（以下「非常災害廃棄物処理再受託者等」という。）に再委託すること及び非常災害廃棄物処理再受託者等が当該処理を他人に再々委託することに当たっての委託基準の規定について所要の整備を行う。（第四条、第四条の三関係）

2 非常災害廃棄物の処理に係る市町村に対する通知不要の特例

非常災害廃棄物の処分を法第九条の三の四第一項の規定による指定を受けた非常災害廃棄物の処分のための最終処分場の設置者の一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場において行う場合であって、当該市町村が同条第二項の規定による通知を受けた市町村の長の属する市町村であるときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第四条第九号イに規定する通知を不要とする。（第四条関係）

3 法第九条の三の三第一項の特例の対象施設の整備

法第九条の三の三第一項の政令で定める生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ない一般廃棄物処理施設は、非常災害により損壊した建物から生ずる非常災害廃棄物の処理を行うための一般廃棄物処理施設（一般廃棄物最終処分場であるものを除く。）であって、次の（１）から（５）までに掲げる非常災害廃棄物の種類に応じ、当該（１）から（５）までに定める方法により当該非常災害廃棄物の処理を行うものとする。

（１）廃プラスチック類 切断

（２）紙くず 破砕

（３）繊維くず 破砕又は切断

（４）ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 破砕

（５）コンクリートの破片その他これに類する不要物 コンクリートの破片その他これに類する不要物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において行う分別（第五条の六の二関係）

4 指定非常災害廃棄物最終処分場設置者の更新期間の規定

法第九条の三の四第一項の規定による指定を受けた非常災害廃棄物の処分のための最終処分場の設置者について、同条第三項に規定する政令で定める期間を五年とする。（第五条の六の四関係）

5 その他

条の新設に伴う定義規定の移動や条ずれ等、必要な整備を行う。

6 施行期日

この政令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年九月

十六日) から施行する。(附則関係)